



上下水道課からのお知らせ



◆下水道に異物を流さないでください

下水道処理施設及び排水管において、下水道から流れてきた異物によるトラブルが多発しています。排水管の詰まりなどの原因になりますので、下水道には次のものは流さないでください。
※流せるウェットティッシュでも、大量に流すと排水管が詰まる場合がありますので、適正な使用をお願いします。

！流してはいけないもの！

①布類、水に溶けない紙類及び衛生用品

タオル、モップ、ティッシュペーパー、水に溶けないウェットティッシュ、生理用品、紙おむつなど

②油類、食べ物及び髪の毛

食用油、生活残飯、野菜くずなどの固形物、髪の毛など



◆汚水マスが破損してしまった場合は修繕してください

宅地内汚水マスを破損してしまった場合は、早急に修繕くださるようお願いいたします。破損状態で使用すると、下水道管内に土等が流入し、マンホールポンプの故障につながる恐れがあります。
※宅地外にある野花菖蒲が描かれた公共マスが破損しているのを見つけた場合は、上下水道課にご連絡くださるようお願いいたします。



◆合併処理浄化槽の設置費補助金のご案内

村では単独処理浄化槽やくみ取り便槽を廃止し、合併処理浄化槽へ転換する方に工事費の一部を補助しています。生活排水などによる河川の汚れを防ぎ、美しい自然を守るために浄化槽整備区域にお住まいの方は合併処理浄化槽への転換をお願いします。

なお、補助金の交付には条件がありますので詳しくは上下水道課にお問い合わせください。

また、補助金の予算には限りがあります。予算額に達した場合は申請を受け付けられない場合があります。

対象区域：下水道施設が整備されていない地域

※砂子又地区、尻屋地区、小田野沢地区、老部地区、白糠地区は下水道が整備されているため原則対象外

補助対象：対象区域において、次のいずれかに該当する個人

①単独処理浄化槽またはくみ取り便槽を合併処理浄化槽に転換する方

②新築の住宅に合併処理浄化槽を新設する方



補助上限額：

合併処理浄化槽	5人槽	390,000円
	7人槽	474,000円
	10人槽	660,000円
単独処理浄化槽の撤去		120,000円
くみ取り便槽の撤去		50,000円

受付期間：令和8年4月1日から令和8年11月30日まで

その他：浄化槽の使用者は、浄化槽の法定検査を受けることが法律で義務付けられています。浄化槽の規模によって異なりますが、維持費が発生します。

問合せ先 上下水道課上下水道グループ ☎0175-33-2352

水質検査結果のお知らせ

令和8年6月4日に実施した水道水水質検査結果は下表のとおりです。
検査依頼先：(一財) 青森県薬剤師会 食と水の検査センター

採水年月日	採水場所	検査判定
令和8年6月4日	岩屋浄水場	水質基準に適合
令和8年6月4日	野牛浄水場	水質基準に適合
令和8年6月4日	大平滝浄水場	水質基準に適合

※令和7年4月1日から、東通村上下水道課より委託を受けた協同組合東通村管工事協会が、水道メーターの開閉栓業務を行いますのでよろしくお願い申し上げます。ご不明な点がございましたら、☎0175-33-2352にてご対応させていただきます。